

臨時の部会（児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討）の検討結果について

1 主旨

- ・ 児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討については、令和4年8月に児童福祉審議会の下に臨時の部会（児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会）（以下「臨時部会」という。）を設置し検討を行ってきた。令和5年1月には中間報告として、令和4年中の臨時部会で検討した内容と主な意見を取りまとめ、中間報告時点での目指すべき方向性を示したところである。
- ・ 中間報告以降、さらに臨時部会を開催し検討結果をとりまとめ、「世田谷区児童福祉審議会臨時部会（児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会）最終報告書」をとりまとめたので報告する。

2 検討体制及び中間報告以降の開催経過

（1）検討体制（臨時部会委員）

（五十音順、敬称略、◎部会長）

	所属・役職	氏名
1	弁護士	池田 清貴
2	東洋英和女学院大学 名誉教授	石渡 和実
3	日本女子大学 名誉教授	鵜養 美昭
4	NPO 法人東京養育家庭の会 理事長	能登 和子
5	児童養護施設東京家庭学校 校長	松田 雄年
6	NPO 法人子どもアドボカシーをすすめる会 TOKYO 代表	森 時尾
7	NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク 理事長	◎吉田 恒雄

（2）検討経過（中間報告以降）

部会	時期	議事内容
第6回	2月24日(金)	・意見表明等支援事業について
第7回	4月19日(水)	・意見表明等支援事業の大枠について ・児童相談所職員、里親、児童養護施設職員等の意見表明支援に関する理解の促進について
第8回	5月23日(火)	・意見表明等支援事業の実施を踏まえた一時保護所第三者委員のあり方について ・最終報告書（案）について
第9回	6月13日(火)	・最終報告書（案）について

3 最終報告書について

資料 1 - ②のとおり。